

制限付一般競争入札公告

西原町において下記のとおり、一般競争入札に付しますので、西原町契約規則第 16 条第 1 項、第 19 条及び西原町公共工事執行規則第 5 条第 1 項の規定により公示します。

記

1. 入札に付する事項

件 名 : 令和 7・8 年度 西原町防災行政無線機能強化整備工事
場 所 : 西原町内
工 種 : 電気通信工事
工 事 内 容 : 別紙設計図書等参照
工 期 : 自 令和 7 年 12 月（議会承認の効力発生日）
至 令和 9 年 2 月 26 日
予 定 価 格 : 442,354,000 円（消費税含）
最低制限価格 : 有

2. 入札参加資格

本工事に入札参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 電気工事業または、電気通信工事業において、A 等級以上を有し、令和 7 年度及び令和 8 年度西原町入札参加資格者登録名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 西原町暴力団排除条例（平成 23 年西原町条例第 9 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本町から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (6) 沖縄県内に本社（本店）、支店又は営業所等を有する者であること。
- (7) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の規定に基づき、電気通信工事の監理技術者を専任で配置できること。
- (8) 公告日から過去 15 年以内に沖縄県内にて発注された 60MHz 帯デジタル同報系防災行政無線システム（親局設備更新含む）の元請けとして施工実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者であること。

3. 入札手続きに関する事項

(1) 日程

令和7年11月13日(木) 入札の公告
令和7年11月19日(水) 競争参加資格確認申請書・質問書受付期限
令和7年11月28日(金) 入札参加資格決定通知・質問書回答期限
令和7年12月 1日(月) 入札申込書提出期限
令和7年12月 2日(火) 入札

(2) 入札参加資格の確認

- ① 入札参加希望者は、アの書類を提出し、書面による決定通知を受けた後、イの書類を提出するものとします。書類の提出については、持参又は郵送とし、郵送の場合は、期限までに必着であることに留意すること。

ア：競争参加資格確認申請書(様式第2号)、実績調書(様式第3-1号)及び資格確認資料(任意様式)

イ：誓約書(様式第3-2号)及び入札申込書(様式第4号)

② 提出期限

アの提出期限：令和7年11月19日(水) 午後5時00分まで(必着)

イの提出期限：令和7年12月 1日(水) 午後3時00分まで(必着)

- ③ 提出先 〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1
・ 西原町役場 総務部環境安全課 生活安全係

(3) 質問の受付及び回答

① 質問の受付

疑義がある場合には、質問書を記入し、電子メールまたはFAXにより提出すること。

なお、質問書を提出した者はメールまたはFAXを送信後、提出先へ受信の確認を行うこと。(件名を「【質問書】西原町防災行政無線機能強化整備工事」とすること)

② 質問の受付期限

令和7年11月19日(水) 午後5時00分まで(必着)

電子メールアドレス：kankyo@town.nishihara.okinawa.jp

FAX：098-946-6086

③ 質問に対する回答

回答期限：令和7年11月28日(金)

回答方法：電子メールまたはFAXによる回答

(質問者が特定できないように加工し全員に送付します)

(4) 入札の日時及び場所

日時：令和7年12月 2日(木) 午前10時30分

場所：西原町役場 2階 災害対策室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後、直ちに同場所にて行います。

(6) 入札方法等に関する事項

- ① 入札は、本人又は代理人が自ら出頭して行わなければならない。なお、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出すること。

- ② 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とします。そのため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ③ 落札者の決定方法
落札者は、予定価格に110分の100を乗じて得た金額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって応札した者とします。なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとします。
- ④ 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式自由）を提出すること。工事費内訳書には、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。
- ⑤ 入札申込書提出、都合により入札を辞退する場合、入札辞退届（任意様式）を提出すること。

4. 入札・契約に関する諸条件

- (1) 入札保証金 西原町契約規則第20条の規定による。
- (2) 契約保証金 西原町契約規則第7条の規定による。
- (3) 前払い金・部分払い 西原町公共工事の前払金に関する規則第2条及び西原町契約規則第66条の規定による。
- (4) 本工事は議会議決を要する契約となるため、落札決定後、仮契約書を締結し、議会の議決を得た時をもって本契約が成立するものとする。

5. 入札の無効

西原町契約規則第27条の各号に該当する場合。

6. 問い合わせ先

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1
西原町役場 総務部環境安全課 生活安全係 担当：宮平
TEL：098-945-5018 FAX：098-946-6086
メールアドレス：kankyo@town.nishihara.okinawa.jp

令和7年11月13日

西原町長 崎原 盛秀

